

「派遣」雇い止め増加も

来月末「3年の期限」正社員化なお壁

改正労働者派遣法の施行
から丸3年となる9月30日
を機に、派遣労働者が契約
更新を断られる「雇い止め」

企業は人を替え
れば、何度も
派遣期間を延長
できる

同じ課への派遣
継続はできない
部署を変更され
ばまた3年間は
派遣できる

改正労働者派遣法の3年ルール・

(例) 総務課
へ派遣
Aさん
→ 3年経過
→ 労働組合の意見聴取

総務課
へ派遣
Bさん
→ 同じ課への派遣
継続はできない
→ 営業課
へ派遣
Aさん

の増加が懸念されている。

3年の期限を越えて同じ人
を同一部署で働くこと
ができなくなるためだ。好
景気とはいえ、雇用の調整
弁として使いたい企業の二
一は根強く、同法が目標
とした正社員への転換には壁
がある。

同法は「常用雇用の代替
になることを防ぎ、労働者
のキャリア形成を図る」(厚
生労働省)ため、2015年9月末に施行された。
派遣から3年経過した労
働者に引き続き同じ仕事を
させることは、派遣先の企業
が正社員などとして直接雇
用するか、派遣会社が労働
の相談が寄せられている。

者と期間の定めのない無期
雇用契約を結ぶことが必要

になる。簡単には解雇でき
なくなるため、二の足を踏
む企業や派遣会社は少なく
ない。

企業の受け入れ期間の制
限は撤廃され、労働組合の
意見聴取の手続きを踏め
ば、3年単位で人を入れ替
えて派遣労働者を使い続け
ることができる。労働組合
の関根秀一郎書記長は「い
い(法)改正ではなかった」と
指摘する。

派遣ユニオンには今月に
入った、1件数件の雇い止め
の相談が寄せられている。

改正労働者派遣法 派遣労働者のキャリア形成を図るため、2015年9月30日に施行された法律。旧法は、秘書や通訳などの専門性の高い26業務に雇用期限を定めず、それ以外は最長3年としていた。改正後は同じ人が同じ職場で働く期間を業務に関係なく最長3年に一本化。一方で企業の受け入れ期間の制限を撤廃し、労働組合の意見を聴取すれば、4年目以降も別の人を派遣労働者として使い続けることができるようになった。また労働者を企業に送り込む派遣会社には、雇用安定措置や教育訓練の義務化などを定めた。

金融機関に10年間派遣され
ていた40代の女性は、現在

の派遣会社に移って3年に
なる来年2月以後、契約を
更新しないと通告された。

「今後も同じ職場で働きた
い」と希望しており、派遣
ユニオンを通じて派遣会社
と交渉に入る予定だ。

一方、人手不足の流通や

運輸業界では直接雇用の動きも見られる。ファッショ
ン関連の販売員らを派遣す
るi.D.A.(東京)は7月、
3年の期限を迎える派遣社
員320人を希望すれば正
社員に登用すると発表し

た。ただ事務職の求人倍率が
0・45倍(6月)にとどま
るなど、むしろ余剰感の強
い職種もある。企業の方針
によつては、雇い止めの發
生は避けられない可能性も
ある。